

地方税法第25条第1項第1号に規定する非課税独立行政法人

改正	平成15年3月31日	総務省告示第 249号
	平成15年9月30日	総務省告示第 608号
	平成16年3月31日	総務省告示第 293号
	平成16年9月30日	総務省告示第 733号
	平成17年9月26日	総務省告示第1088号
	平成18年3月31日	総務省告示第 214号
	平成19年3月29日	総務省告示第 184号
	平成20年3月31日	総務省告示第 192号
	平成21年3月31日	総務省告示第 208号
	平成21年9月25日	総務省告示第 450号
	平成22年3月30日	総務省告示第 109号
	平成26年2月27日	総務省告示第 44号
	平成26年3月27日	総務省告示第 114号
	平成27年3月31日	総務省告示第 125号

総務省告示第百四十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十五条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する非課税独立行政法人を次のように指定する。

平成十三年三月二十一日

総務大臣 片山 虎之助

独立行政法人国立公文書館	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
独立行政法人統計センター	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人造幣局	独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人国立印刷局	独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人水産大学校
独立行政法人大学入試センター	国立研究開発法人農業生物資源研究所
独立行政法人国立青少年教育振興機構	国立研究開発法人農業環境技術研究所
独立行政法人国立女性教育会館	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人経済産業研究所
国立研究開発法人物質・材料研究機構	独立行政法人工業所有権情報・研修館
国立研究開発法人防災科学技術研究所	独立行政法人日本貿易保険
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人国立美術館	独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人国立文化財機構	国立研究開発法人土木研究所
独立行政法人教員研修センター	国立研究開発法人建築研究所
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人大学評価・学位授与機構	国立研究開発法人海上技術安全研究所
独立行政法人国立大学財務・経営センター	国立研究開発法人港湾空港技術研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	国立研究開発法人電子航法研究所
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人航海訓練所
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人海技教育機構
国立研究開発法人国立がん研究センター	独立行政法人航空大学校
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	自動車検査独立行政法人
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	国立研究開発法人国立環境研究所